

# 関東第一佐久穂高等学校について

資料 1

## 〈認可事項〉 私立高等学校の設置（1次審査）

### 1 設置の趣意

別紙 1 「設置趣意書」のとおり

### 2 学校概要

(1) 目的 教育基本法および学校教育法の精神にもとづいて中学校を卒業した者に対し、高等普通教育を施すことを目的とする。

(2) 名称 関東第一佐久穂高等学校 通信制課程（広域）

(3) 教育区域 長野県、東京都、千葉県

(4) 位置 南佐久郡佐久穂町大字八郡 2049 番地 315

(5) 開設時期 令和 9 年 4 月 1 日

(6) 設置者等

① 設置者 東京都江戸川区松島二丁目 10 番 11 号

学校法人 守屋育英学園

理事長 渋谷 実

1985 年 4 月～ 学校法人守屋育英学園 関東第一高等学校

② 校長 畠中 計政（現 関東第一高等学校 専任教員）

2010 年 4 月～ 学校法人守屋育英学園 関東第一高等学校

### 3 編制、施設・設備

#### (1) 修業年限、収容定員

修業年限	収容定員	同時に授業を行う生徒数	取得単位数
3 年以上	450 名	40 名以下	74 単位以上

高等学校通信教育規程 第 4 条（通信制課程の規模）

実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

(2) 教職員組織 (人)

区分		校長	副校長	教諭	講師	養護教諭	事務職員	計
基準		1	6				相当数	
R 9 計 画	計	1	1	5	5	1	4	17
	専任	1	1	5		1	4	12
	兼任				5			5
R 11 計 画	計	1	1	5	5	1	4	17
	専任	1	1	5		1	4	12
	兼任				5			5
所有免許		英	国	国1・社1 数3・理1 家1・体1 英1・情1・美1				

高等学校通信教育規程

(教諭の数等)

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び 教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいざれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならぬ。

(3) 教育課程 別紙1 「3. 教育課程」 のとおり

(4) 校地 総面積 28,363 m<sup>2</sup> 土地所有者 学校法人守屋育英学園  
 (内訳) 校舎敷地 19,338 m<sup>2</sup>  
 屋外運動場 9,025 m<sup>2</sup>

項目		面積	説明
校舎敷地	校舎等敷地	19,338 m <sup>2</sup>	
	小計	19,338 m <sup>2</sup>	
運動場	屋外運動場	9,025 m <sup>2</sup>	
	小計	9,025 m <sup>2</sup>	
合計		28,363 m <sup>2</sup>	

(5) 校舎等 延べ面積 1,297.431 m<sup>2</sup>  
 (独立校の設置基準は 1,200 m<sup>2</sup> 以上)

種別	室名	室数	面積(m <sup>2</sup> )	説明
校舎	普通教室	4	124.225	
	図書室	1	110.63	
	保健室	1	16.592	
	職員室	2	39.473	
	事務室	1	23.46	
	便所	2	45.42	男子用
	便所	2	29.818	女子用
	廊下	2	269.85	
	その他	33	637.963	物置、管理人棟、浴室等
校舎 計		48	1,297.431	1,200 m <sup>2</sup> 以上 (独立校の基準)
体育館		1		令和 11 年度竣工予定
合計			1,297.431	

#### 高等学校通信教育規程

##### (校舎の面積)

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、  
 一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校  
 等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教  
 育上支障がない場合は、この限りでない。

##### (校舎に備えるべき施設)

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。  
 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）

## (6) 校具、教具、備品及び図書

科目	品名	数量 (単位:点)	内訳				備考
		価格 (単位:千円)	R8まで (開設前)	R9 (開設年度)	R10	R11	
校具	机、椅子	1,200	400	800	0	0	寄贈含む
教具	球技用具、実験器具等	743	160	282	270	31	
備品	机、椅子等	165	71	61	29	4	
図書		8	4	3	1	0	

## 4 教育区域、面接指導施設及び収容定員

教育区域	本校及び協力校、 面接指導施設	定員	R9生徒 数予測	R10生徒 数予測	R11生徒 数予測
長野県	本校	10			
	飯田校	60			
東京都	江戸川校	380			
計		450			

### 教育区域の追加の必要性及び目的

区域	必要性及び目的
東京都	申請法人が設置する全日制の関東第一高等学校では、様々な理由で退学をする生徒がいるが、その生徒や保護者の多くは関東第一高等学校における教育環境の継続を望んでおり、そのような生徒の受け入れ先として通信制高校の設置を検討したため。江戸川校の所在地である東京都江戸川区では、住民や地元事業所や行政とも様々な交流があるが、その交流の中で江戸川区内における不登校児童や不登校生徒の増加といった問題があることも把握したため。また、面接指導等実施施設を東京都江戸川区に設置することで、首都圏への大学進学や就職を考える長野県の生徒に、東京都で学べる場所を提供することができると同時に、東京都の生徒が長野県の施設で学ぶことも提供することができ、互いの交流や多様な学びの機会を提供できることは長野県の生徒・保護者及び東京都の生徒・保護者にとって有益なことであると考えたため。

区域	必要性及び目的
千葉県	関東第一高等学校の生徒のうち、約4割は千葉県からの生徒であるため、関東第一高等学校からの受入対象として千葉県を教育区域に加える必要があるため。江戸川校が所在する東京都江戸川区は、千葉県市川市と千葉県浦安市に隣接しており、通学者の流入数も都内よりも都外からの割合が大きい状況となっている。また、この地域は多くの鉄道路線が横断していることから人員の交流も盛んであり、千葉県の生徒にも通信制高校の選択肢の一つとして提供できると考えたため。また、千葉県においては高校生の約10人に1人が通信制高校を選択しており、県内の通信制高校及び通信課程の高校に在籍する生徒数は2024年には2020年の約2倍である16,000人まで増加するなど、通信制高校への強い需要があることが推測されるため。

私立学校等の設置等に関する審査基準

第1の6 (1)

通信制高等学校において、本県以外の都道府県を教育区域に含む場合は、教育区域ごとの必要性及び目的を示すこと。

5 面接指導施設

施設名	面接指導施設	
	飯田校	江戸川校
住所	長野県飯田市中央通り4丁目10番地	東京都江戸川区西小岩2-4-1
面積	405.72 m <sup>2</sup>	2,882 m <sup>2</sup>
面積基準	176.00 m <sup>2</sup> 以上	912.00 m <sup>2</sup> 以上
定員(人)	60	380
教員数※(人)	12	11
所有形態	賃貸	賃貸

※面接指導は、本校の教員が行う

## 6 開設費

財源		説明	開設費		説明
科目	金額		科目	金額	
自己資金			校地		
			校舎		
			校具		
			教具		
			備品		
			図書		
			その他		
財源計			開設費計		財源残額

## 7 授業料等

単位：円

項目	経費 (円)	備考
授業料	20,000	月額
入学金	100,000	
選抜料	25,000	
サポート費用	通信制週 5 日コース	20,000 月額
	通信制週 3 日コース	14,000 月額
	オンラインコース	5,000 月額

## 8 収支計画

### (1) 令和9年度収支予算

科目		金額	積算根拠
収入の部	授業料		
	入学金		
	入学検定料		
	計		
支出の部	人件費		
	教育研究費		
	管理経費		
	施設関係支出		
	設備関係支出		
	計		
収支	当年度収支差額		
	前年度繰越収支差額		
合計			

(2) 令和10年度収支予算

科目		金額	積算根拠
収入の部	授業料		
	入学金		
	入学検定料		
	計		
支出の部	人件費		
	教育研究費		
	管理経費		
	施設関係支出		
	設備関係支出		
計			
収支	当年度収支差額		
	前年度繰越収支差額		
合計			

(3) 令和11年度収支予算

科目		金額	積算根拠
収入の部	授業料		
	入学金		
	入学検定料		
	計		
支出の部	人件費		
	教育研究費		
	管理経費		
	施設関係支出		
	設備関係支出		
	計		
収支	当年度収支差額		
	前年度繰越収支差額		
	合計		

(4) 準備が必要な自己資金

私立学校等の設置等に関する審査基準（長野県）

「当該私立学校の開設年度の経常的経費（人件費、物件費、借入金利息の合計額を言う。）の2分の1に相当する資金を保有していること。

開設年度の経常的経費(A)	開設時に保有が必要な現預金 (B=A×1/2)	自己資金(C)